証券コード　8558
平成27年６月９日

株　主　各　位

群馬県前橋市本町二丁目12番６号
株式会社 東和銀行
代表取締役頭取　吉　永　國　光

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。
さて、当行第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年６月24日（水曜日）午後５時10分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。　敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　　前橋市本町二丁目12番６号　当行本店２階大会議室
３．目的事項
報告事項　１．第110期(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第110期(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　退任監査役に対する退職慰労金支給並びに社外取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

４．議決権行使等についてのご案内
(1)　株主総会にご出席願えない場合、当行の議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
(2)　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当行定款第15条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト(http：//www.towabank.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類及び連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」及び「連結注記表」も含まれております。
(3)　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ウェブサイト(http://www.towabank.co.jp)に掲載させていただきますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

添付書類

第 110 期 (平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで) 事業報告

１．当行の現況に関する事項

（１）企業集団の事業の経過及び成果等

（企業集団の主要な事業内容）

当行グループは、当行と子会社及び子法人等4社により構成されており、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスの提供やその他業務（ATM監視センター業務、信用保証業務、クレジットカード業務）を営んでおります。

（金融経済環境）

平成26年度のわが国経済は、消費税率引上げによる駆込み需要の反動減により年度初めはマイナス成長となりましたが、年度後半になると増税の影響が薄れ、個人消費は緩やかに持ち直しました。また、10月には日銀による追加金融緩和が実施され、円安・株高が進展し、輸出企業を中心として企業収益が改善し、足元では設備投資や賃金引上げに対する企業の積極的な姿勢も見られ、景気は緩やかな回復基調を続けました。

（企業集団の事業の経過及び成果）

当行グループは、経営強化計画「プランフェニックスⅢ」に基づき、お客様の本業支援の実践により、中小企業の皆様等への円滑な資金供給や経営改善・事業再生支援などのコンサルティング機能の発揮に努め、地域経済の活性化のために全役職員が一丸となって努めてまいりました。

また、業務執行に対する監査、監督を強化するためにコーポレートガバナンス・コードの趣旨に基づき、複数名の独立社外取締役による意思決定プロセスの透明性確保や外部評価委員会における経営施策の適切性の評価など、責任ある経営体制の確立に努めてまいりました。

当連結会計期間の主な項目の実績は以下のとおりです。

＜預金・預かり資産＞

預金は、前年度末比594億円増加の1兆8,233億円となりました。

投資信託は、399億円の販売を行い、生命保険は43億円、公共債も21億円の販売・募集を行いました。

＜貸出金＞

貸出金は、前年度末比288億円増加の1兆3,256億円となりました。また、事業性貸出先数は、前年度末比863先増加の13,572先となりました。

＜お客様の本業支援＞

当行は、TOWAお客様応援活動として、ビジネスマッチングや新現役交流会、各種補助金申請支援、地元大学との共同研究支援に取り組むとともに、東和農林漁業６次産業化応援ファンドや北関東３行広域連携など、新たな支援体制の充実に積極的に取り組んでまいりました。

平成26年度中における支援活動実績は以下のとおりです。

ビジネスマッチング	商談6,925件、取引成立377件
新現役交流会	面談20社、成約８社11人
群馬大学との共同開発研究	提案 11社、研究開始６社

前橋工科大学との共同開発研究	提案　８社、研究開始２社
ものづくり補助金	申請支援335社、採択126社
創業補助金	申請支援12社、採択３社
エネルギー使用合理化	申請支援２社、採択１社
海外進出支援	政府系金融機関や業務提携機関等への個別紹介実績68社
食品系、工業系バイヤーとの商談	商談135社、成立11社
経営相談会の開催	22店舗、67社

＜経営改善・事業再生支援＞

地域経済活性化支援機構との連携	1 社
中小企業再生支援協議会との連携	15 社
経営改善支援センターとの連携	15 社
保証協会経営サポート会議の活用	25 社
外部専門家（コンサルタント等）との連携	35 社

＜損益状況＞
　当連結会計年度の経常利益は 123 億円、当期純利益は 124 億円となりました。なお、単体コア業務純益は 109 億円を計上し、経常利益は 123 億円、当期純利益は 124 億円となりました。
＜不良債権＞（単体）
　金融再生法開示債権比率は、前年度末比 0.34 ポイント改善し、3.90％となりました。
＜自己資本比率＞
　自己資本比率は、前年度末比 0.17 ポイント上昇の 10.87％となりました。
＜株主資本利益率（ROE）＞（単体）
　当期純利益ベースの株主資本利益率（ROE）は、9.82％となりました。

（企業集団の対処すべき課題）
　当行グループは、5年、10年先を見据えた持続可能性のあるビジネスモデルを構築することが重要な課題であると捉え、お客様の本業支援と経営改善・事業再生支援に取り組むことにより地域経済を活性化させ、当行の収益力を向上させるビジネスモデルを全役職員で築きあげてまいりました。その結果、平成24年4月から取り組んでまいりました経営強化計画「プランフェニックスⅢ」の実績は、コア業務純益は計画比2億円増加の109億円、業務粗利益経費率（OHR）は、計画比0.25%改善の59.78%、中小規模事業者向け貸出残高は、計画比377億円増加の6,432億円と主要項目において計画を上回り順調に推移いたしました。
　今年度は、このお客様の本業支援を中心としたビジネスモデルの持続可能性を更に高めるため、お客様支援体制の強化と事業性評価力の向上に取り組むとともに、自治体や地元大学などとの支援ネットワークの拡充、人材の育成・強化を図り、お客様との強固なリレーションの構築と経営基盤の強化に努めてまいります。
　また、ビジネスモデルを支える体制の強化として、経営管理体制や与信管理体制、リスク管理体制などコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

（２）企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	421	427	425	436
連結経常利益	73	100	123	123
連結当期純利益	77	77	129	124
連結包括利益	115	139	123	191
連結純資産額	952	1,086	1,204	1,375
連結総資産	18,250	18,798	19,418	20,604

（注）記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

ロ．当行の財産及び損益の状況

（単位：億円）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預金		16,740	17,341	17,711	18,258
	定期性預金	9,809	10,087	10,256	10,422
	その他	6,930	7,253	7,455	7,835
貸出金		12,499	12,793	13,025	13,306
	個人向け	3,679	3,682	3,691	3,658
	中小企業向け	6,188	6,453	6,504	7,131
	その他	2,630	2,656	2,829	2,516
商品有価証券		0	0	0	0
有価証券		4,822	5,118	5,214	5,528
	国債	1,769	1,656	1,592	1,724
	その他	3,053	3,461	3,621	3,803
総資産		18,291	18,833	19,444	20,580
内国為替取扱高		110,287	77,725	76,297	76,564
外国為替取扱高		百万ドル 3,008	百万ドル 1,708	百万ドル 635	百万ドル 644
経常利益		百万円 7,006	百万円 9,949	百万円 11,976	百万円 12,312
当期純利益		百万円 7,382	百万円 7,757	百万円 12,672	百万円 12,459
１株当たり当期純利益		円 銭 21 91	円 銭 23 24	円 銭 37 28	円 銭 33 69

（注）１．記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

２．１株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の普通株式の平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

（３）企業集団の使用人の状況

イ．企業集団の状況

	当年度末			前年度末		
	銀行業	リース業	その他事業	銀行業	リース業	その他事業
使用人数	1,417人	14人	22人	1,407人	11人	21人

（注）１．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
２．使用人数は、就業者ベースで記載しております。
３．東和フェニックス株式会社は、平成27年2月10日に清算結了いたしましたが、前年度末の銀行業に従事する使用人数には、当行から東和フェニックス株式会社へ出向していた1名を含んでおります。

ロ．当行の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,417人	1,406人
平均年齢	39年９月	40年３月
平均勤続年数	16年８月	17年２月
平均給与月額	400千円	398千円

（注）１．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
２．使用人数は、就業者ベースで記載しております。
３．平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
４．平均給与月額は、３月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

（４）企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行業

（イ）営業所数の推移

	主要な営業所等
群馬県	本店営業部、太田支店、高崎支店、ほか38店（前年度末同）
埼玉県	東松山支店、川越支店、所沢支店、ほか39店（前年度末同）
東京都	東京支店、ほか７店（前年度末同）
栃木県	足利支店、ほか２店（前年度末同）

（注）１．上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を105ヵ所（前年度末108ヵ所）設置しております。
２．群馬県の営業所数の中にインターネット支店（1ヵ店）及び振込専用支店（2ヵ店）を含んでおります。

（ロ）当年度新設営業所

該当事項はございません。

ロ．リース業

会　社　名	主 要 な 営 業 所 等
東和銀リース株式会社	本社（群馬県前橋市）、首都圏営業部（埼玉県さいたま市）

ハ．その他事業

会　社　名	主 要 な 営 業 所 等
東和オフィス株式会社	本社　（群馬県佐波郡玉村町）
東和信用保証株式会社	本社　（群馬県前橋市）
東和カード株式会社	本社　（群馬県前橋市）

（5）企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

事業セグメント	金　　額
銀　　行　　業	1,205
リ　ー　ス　業	7
そ　の　他　事　業	9
合　　計	1,222

（注）　記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

事業セグメント	内　　容	金　　額
銀　　行　　業	両替機	135
	ATM	133

（注）　記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

（６）重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はございません。

ロ．子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
東和オフィス株式会社	佐波郡玉村町大字斉田545番地	ATM監視センター業務・東和銀行の受託業務	平成３年３月15日	百万円 20	% 100.00	―
東和信用保証株式会社	前橋市本町二丁目14番８号	信用保証業務	平成９年８月４日	百万円 495	% 100.00	―
東和カード株式会社	前橋市本町二丁目14番８号	クレジットカード業務	平成元年８月９日	百万円 50	% 41.17	―
東和銀リース株式会社	前橋市本町二丁目14番８号	リース業務	昭和49年３月15日	百万円 100	% 38.00	―

(注) １．当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
２．連結対象の子会社及び子法人等は４社であります。
３．東和フェニックス株式会社は、平成27年2月10日付にて清算結了いたしました。

重要な業務提携の概況

１．第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス　（略称SCS）を行っております。
２．第二地銀協地銀41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合135組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連751（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
３．第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
４．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
５．株式会社セブン銀行等との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金、残高照会のサービスを行っております。
６．株式会社新生銀行との提携により、付加価値の高い金融商品・サービスの開発を行っております。
７．株式会社筑波銀行及び株式会社栃木銀行と地域経済活性化に向けた「広域連携協定」を締結し、地域の魅力を高め、産業の育成や雇用の創出による地域経済の活性化に資する活動を行っております。

（7）事業譲渡等の状況

特に記すべき事項はございません。

（8）その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記すべき事項はございません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

平成27年３月31日現在

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
吉永國光	代表取締役頭取執行役員	―	―
加辺秀雄	取締役副頭取執行役員 総合企画部、人事部、職員研修所	東和オフィス株式会社　取締役 東和信用保証株式会社　取締役 東和カード株式会社　取締役	―
大澤清美	取締役常務執行役員 事務統括システム部、事務集中部、コンプライアンス統括部、監査部、リレーションシップバンキング戦略部（内部管理担当）	―	―
江原　洋	取締役常務執行役員 統合リスク管理部、審査部（副担当）、財務経理部	―	―
櫻井裕之	取締役常務執行役員 リレーションシップバンキング推進部、リレーションシップバンキング戦略部	―	―
紺　正行	取締役（社外取締役）	阿久澤・紺法律事務所　弁護士	―
稲葉喜子	取締役（社外取締役）	株式会社はやぶさコンサルティング　代表取締役 株式会社東京国際会計　代表取締役 はやぶさ監査法人　代表社員 税理士法人はやぶさ会計　社員 株式会社東京TYフィナンシャルグループ　社外監査役 公認会計士	―
木暮　昇	常勤監査役	―	―
田村盛司	常勤監査役	―	―
安藤震太郎	監査役（社外監査役）	株式会社安藤　相談役	―
加藤真一	監査役（社外監査役）	株式会社加藤会計事務所　代表取締役 税理士法人加藤会計事務所　代表社員 カネコ種苗株式会社　社外監査役 公認会計士	―

（注）１．平成26年6月26日開催の第109回定時株主総会における就任
再任　取締役　吉永國光、加辺秀雄、大澤清美、紺正行（非常勤、社外取締役）
新任　取締役　江原洋、櫻井裕之、稲葉喜子（非常勤、社外取締役）
監査役　加藤真一（非常勤、社外監査役）

2．取締役紺正行氏及び稲葉喜子氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。
3．監査役加藤真一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（２）会社役員に対する報酬等

区　　分	支給人数（名）	報　酬　等（百万円）
取　　締　　役	8	127（23）
監　　査　　役	5	45（8）
計	13	172（31）

（注）1．記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。
2．報酬以外の金額を（　）に内書しております。
3．上記には、平成26年６月26日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、監査役１名を含んでおります。
4．取締役の報酬等には、当事業年度において費用計上した株式報酬型ストック・オプションによる報酬額22百万円を含んでおります。
5．取締役の報酬等には、当事業年度に係る社外取締役への役員退職慰労引当金繰入額0.7百万円を含んでおります。
6．監査役の報酬等には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額８百万円を含んでおります。
7．役員に対する定款または株主総会で定められた報酬限度額は、以下のとおりであります。
取締役　報酬月額　25百万円以内（昭和63年６月29日株主総会決議）
監査役　報酬月額　８百万円以内（平成６年６月29日株主総会決議）
取締役（社外取締役を除く）　株式報酬型ストック・オプション年額　60百万円以内
（平成22年６月29日株主総会決議）

３．社外役員に関する事項

（１）社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
紺　　正　行（取締役）	阿久澤・紺法律事務所　弁護士
稲　葉　喜　子（取締役）	株式会社はやぶさコンサルティング　代表取締役 株式会社東京国際会計　代表取締役 はやぶさ監査法人　代表社員 税理士法人はやぶさ会計　社員 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ　社外監査役 公認会計士
安　藤　震太郎（監査役）	株式会社安藤　相談役
加　藤　真　一（監査役）	株式会社加藤会計事務所　代表取締役 税理士法人加藤会計事務所　代表社員 カネコ種苗株式会社　社外監査役 公認会計士

（注）1．社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行との間には、特筆すべき取引関係はありません。

（２）社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
紺　正行 （取締役）	７年９月 (平成19年６月28日就任)	当期に開催した取締役会15回のうち13回に出席しております。	主に弁護士としての専門性を発揮し、経営の意思決定の客観性を確保する観点から、議案の審議等に必要な質問、発言を適宜行っております。
稲葉　喜子 （取締役）	９月 (平成26年６月26日就任)	平成26年6月26日の就任以降に開催した取締役会12回のうち11回に出席しております。	主に公認会計士としての専門性を発揮し、経営の意思決定の客観性を確保する観点から、議案の審議等に必要な質問、発言を適宜行っております。
安藤震太郎 （監査役）	２年９月 (平成24年６月26日就任)	当期に開催した取締役会15回のうち12回に出席、監査役会17回のうち14回に出席しております。	主に会社経営者としての豊富な経験を活かし、議案の審議等に必要な質問、発言を適宜行っております。
加藤　真一 （監査役）	９月 (平成26年６月26日就任)	平成26年6月26日の就任以降に開催した取締役会12回の全てに出席、監査役会12回の全てに出席しております。	主に公認会計士としての専門的な見地から、議案の審議等に必要な質問、発言を適宜行っております。

（３）責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
紺　正行 稲葉　喜子 安藤震太郎 加藤　真一	当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

（４）社外役員に対する報酬等

	支給人数（名）	銀行からの報酬等（百万円）	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6	19（1）	該当事項はございません

（注）１．記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。
２．報酬以外の金額を（　）に内書しております。
３．上記には、平成26年６月26日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、監査役１名を含んでおります。
４．上記には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額（取締役0.7百万円、監査役0.6百万円）を含んでおります。

４．当行の株式に関する事項

（１）株式数

発行可能株式総数	普通株式	1,218,000 千株
	第一種優先株式	5,000 千株
	第二種優先株式	200,000 千株
発行済株式の総数	普通株式	371,802 千株
	第二種優先株式	175,000 千株

（注）１．株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
２．普通株式の発行済株式総数は、自己株式3,997千株を含んでおります。
３．第一種優先株式は取得請求を終了し平成27年3月30日に全て消却致しました。

（２）当年度末株主数

普通株式	16,920 名
第二種優先株式	1 名

（３）大株主

① 普通株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	22,814 千株	6.20 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	14,418	3.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	11,610	3.15
東和銀行従業員持株会	10,076	2.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,222	1.69
CBNY-GOVERNMENT　OF　NORWAY	6,211	1.68
株式会社　ユニマットそよ風	5,370	1.46
CBNY　DFA　INTL　SMALL　CAP　VALUE　PORTFOLIO	4,156	1.12
遠藤　四郎	4,000	1.08
株式会社群馬銀行	3,941	1.07

（注）１．大株主は、上位10名の状況を表示しております。
２．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
３．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数を基準に算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

② 第二種優先株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	175,000 千株	100.00 %

５．当行の新株予約権等に関する事項

（１）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	①名称	第１回株式報酬型新株予約権	３名
	②新株予約権の割当日	平成22年８月３日	
	③新株予約権の数	2,211個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式221,100株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成22年８月４日から 平成47年８月３日まで	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第２回株式報酬型新株予約権	５名
	②新株予約権の割当日	平成23年８月12日	
	③新株予約権の数	2,215個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式221,500株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成23年８月13日から 平成48年８月12日まで	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第３回株式報酬型新株予約権	５名
	②新株予約権の割当日	平成24年８月３日	
	③新株予約権の数	3,112個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式311,200株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成24年８月４日から 平成49年８月３日まで	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第４回株式報酬型新株予約権	５名
	②新株予約権の割当日	平成25年８月２日	
	③新株予約権の数	2,851個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式285,100株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成25年８月３日から 平成50年８月２日まで	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	①名称	第５回株式報酬型新株予約権	５名
	②新株予約権の割当日	平成26年８月６日	
	③新株予約権の数	2,625個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式262,500株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成26年８月７日から 平成51年８月６日まで	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	（注）	
社外取締役	―	―	―
監査役	―	―	―

（注）新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

（２）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を交付した者の人数
当行の執行役員	①名称	第５回株式報酬型新株予約権	９名
	②新株予約権の割当日	平成26年８月６日	
	③新株予約権の数	3,567個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式356,700株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成26年８月７日から 平成51年８月６日まで	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	（注）	
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	―	―	―

（注）新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

6．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員　梅 津 知 充 指定有限責任社員　松 崎 雅 則	68	－

（注）1．当行及び子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は68百万円であります。
2．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

（2）責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

（3）会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当行では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8．業務の適正を確保する体制

（1）当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当行グループの業務の適正を確保するための体制

① 取締役会は、法令等遵守態勢の確立を経営の最重要課題として位置づけ、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理及びそれを具体的に担保するための態勢を構築し、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行の監督を行ないます。

② 取締役は、業務執行にあたり、善良なる管理者の注意義務及び忠実義務を果たします。

③ 取締役は、優れた遵法精神と高い倫理観をもって率先垂範して法令等の遵守に取り組むことといたします。

④ 監査役は、取締役会に出席し、必要あるときには意見具申することとしております。

⑤ 事業年度毎に、取締役会においてコンプライアンス実践計画を策定すると

ともに経営方針においてコンプライアンスに関する基本方針を決定しております。

⑥　反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。

⑦　法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。

⑧　取締役会や監査役会による経営監視、牽制が適切に機能しているかについて、第三者の委員で構成する「外部評価委員会」により評価・助言を得ております。

（２）当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書規程に従い適切に保存及び管理しております。

（３）当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　統一的なリスクの管理体制を確立するために、統合リスク管理規程及びリスク管理の基本方針により、リスクカテゴリー毎の管理部署等を定めるとともに総合企画部をリスク管理統括部署と定め、統合的な管理を行っております。

②　監査部は、各リスク管理部署の管理の適切性について、独立した立場から監査を実施しております。

③　大規模災害などの不測の事態を想定した「業務継続計画規程」を策定し、災害等発生時に迅速、適切な措置を講じる体制を構築しております。

（４）当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会の下に業務執行機関として常務会を置き、各業務の分掌並びに事案毎の職務執行権限の定めに従って適時・適正な業務執行を行っております。

②　取締役会においては、決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。

③　監査部は、本部各部の業務運営が本部業務分掌及び職務権限に従って適正に行われるよう、独立した立場から監査を実施しております。

（５）当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　取締役が使用人の職務執行を監督するにあたり、法令等遵守が最優先であることを常に強調し、使用人のコンプライアンス・マインドを涵養いたします。

②　法令遵守の手引き（取締役会付議）を策定し、全員に配付するとともに、研修・会議を通じて法令等遵守意識の高揚を図っております。

③　事業年度毎にコンプライアンス実践計画を策定し、法令等遵守態勢の強化を図っております。

④　コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を置くとともに、本部各部及び全営業店にコンプライアンス責任者を配置しております。また、本部各セクションの横断的組織として、頭取を委員長とするコ

ンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題が生じた場合の改善を図っており，また、防止策、対応策の検討を行なっております。

⑤　反社会的勢力に対する統括部署として、総務部に反社会的取引監視室を置くとともに、弁護士や警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。

⑥　監査部は、本部各部及び営業店において法令・行内規程を遵守した業務が行われるよう、独立した立場から監査を実施しております。

⑦　法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。

（６）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

①　当行の定める子会社等管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当行への定期的な報告を義務づけるとともに、重要事項等については、事前協議、事前報告を求めております。

②　当行において、当行及び子会社の取締役等が出席する子会社情報交換会を年１回開催しており、子会社の取締役（代表者）から、営業状況、決算見込、今後の見通し等について報告を求めております。

（７）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　当行の定める子会社等管理規程、リスク管理基本方針に基づき、子会社のリスク管理状況について適切に管理するとともに、業務継続に係る緊急事態が発生した場合の報告体制等を整えております。

②　当行の定めるリスク管理基本方針等に準拠し、子会社において「リスク管理規程」を定め、リスクを総合的に管理する体制を整えております。

③　監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

（８）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　当行の取締役会規程に準拠し、子会社において取締役会規程を定め、取締役会にて決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。

②　当行の定める子会社等管理規程において、子会社の当行に対する事前協議事項、事前報告事項、事後報告事項、緊急報告事項等を規定しております。

③　監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

（９）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　子会社においても、業務の決定及び執行に関する適正を確保するため、取締役会を設置、監査役を選任しております。

②　当行の定める子会社等管理規程に基づき、子会社の重要な業務執行の決定については、当行の所管部署においてその適正について管理するとともに、業務の状況について適時に報告を受けております。

③　監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、

子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

④　当行において、子会社の取締役等に対し、年１回コンプライアンス研修会を実施しており、当行所管部より、個人情報管理、反社会的勢力との関係遮断、利益相反管理他、法令等遵守に係る重要事項について徹底しております。

⑤　当行の定める各種管理規程に準拠し、子会社において「コンプライアンス規程」「個人情報管理規程」「公益通報規程」等を定め、その職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えております。

（10）当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の体制

監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合は、監査役室を設置し、補助者を配置することとしております。

（11）当行の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①　監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うこととしております。

②　監査役の職務を補助すべき使用人は、その業務に関し、代表取締役の指揮命令から独立し、その人員・任命・解雇・配転等の人事異動については、予め監査役の同意を得た上で取締役会等が決定することとしております。

（12）当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　当行の取締役は監査役との協議により、「業務の適正を確保する体制」に係る当行の取締役及び使用人等の監査役への報告事項等を申し合わせ、適宜必要な報告を行える体制を整えております。

②　監査役は取締役会に、常勤監査役はさらに常務会等の経営の重要会議に出席するとともに、支店長会議等の会議・報告会にも出席し、業務執行の決定や状況報告を受ける体制をとっております。

③　当行は、法令違反行為等に関し、当行の取締役及び使用人等が監査役に内部通報できる体制を整えております。

（13）当行子会社の取締役及び使用人等が当行監査役に報告するための体制

①　当行の取締役は監査役との協議により、「業務の適正を確保する体制」に係る子会社の取締役及び使用人等の当行の監査役への報告事項等を申し合わせ、適宜必要な報告を行える体制を整えております。

②　当行は、法令違反行為等に関し、子会社等の取締役及び使用人等が監査役に内部通報できる体制を整えております。

（14）前号の報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行の定める内部通報制度において、当行及び子会社等の報告者が、当該報告等を行ったことにより不利な取扱いを受けないことを規定し、周知徹底しております。

（15）当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けるとともに、必要に応じ、予算外の費用等を支弁する体制を整えております。

（16）その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は取締役会に、常勤監査役はさらに常務会・支店長会議等、経営の重要会議や報告会に出席し、意見具申できることとしております。

② 監査役が、当行及び子会社の取締役等との定期的な面談や営業店への臨店を通し、情報の収集や使用人との意思疎通を図ることができるよう体制を整備しております。

9．会計参与に関する事項

該当事項はございません。

10. その他

特に記すべき事項はございません。

連結貸借対照表

（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	110,388	預金	1,823,324
コールローン及び買入手形	35,889	譲渡性預金	700
商品有価証券	22	借用金	74,382
有価証券	553,225	外国為替	96
貸出金	1,325,649	その他負債	6,231
外国為替	800	賞与引当金	415
その他資産	12,463	退職給付に係る負債	10,371
有形固定資産	24,453	役員退職慰労引当金	30
建物	4,683	睡眠預金払戻損失引当金	417
土地	17,779	偶発損失引当金	677
リース資産	209	繰延税金負債	14
その他の有形固定資産	1,781	再評価に係る繰延税金負債	2,673
無形固定資産	1,060	支払承諾	3,485
ソフトウェア	732	負債の部合計	1,922,820
その他の無形固定資産	327	（純資産の部）	
繰延税金資産	1,984	資本金	38,653
支払承諾見返	3,485	資本剰余金	31,174
貸倒引当金	△ 9,004	利益剰余金	45,509
		自己株式	△ 392
		株主資本合計	114,945
		その他有価証券評価差額金	18,825
		土地再評価差額金	3,052
		退職給付に係る調整累計額	361
		その他の包括利益累計額合計	22,239
		新株予約権	177
		少数株主持分	235
		純資産の部合計	137,597
資産の部合計	2,060,418	負債及び純資産の部合計	2,060,418

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**43,622**
資金運用収益	**31,223**	
貸出金利息	22,799	
有価証券利息配当金	8,242	
コールローン利息及び買入手形利息	81	
預け金利息	24	
その他の受入利息	76	
役務取引等収益	**6,281**	
その他業務収益	**397**	
その他経常収益	**5,720**	
貸倒引当金戻入益	1,701	
償却債権取立益	833	
その他の経常収益	3,185	
経常費用		**31,308**
資金調達費用	**790**	
預金利息	724	
譲渡性預金利息	1	
借用金利息	58	
その他の支払利息	5	
役務取引等費用	**4,020**	
その他業務費用	**239**	
営業経費	**21,684**	
その他経常費用	**4,573**	
その他の経常費用	4,573	
経常利益		**12,313**
特別利益		**－**
特別損失		**16**
固定資産処分損	16	
税金等調整前当期純利益		**12,296**
法人税、住民税及び事業税	**79**	
法人税等調整額	**△ 331**	
法人税等合計		**△ 252**
少数株主損益調整前当期純利益		**12,548**
少数株主利益		**108**
当期純利益		**12,440**

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

		株主資本				
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
1	当期首残高	38,653	31,179	34,068	△ 409	103,492
2	会計方針の変更による累積的影響額	－	－	282	－	282
3	会計方針の変更を反映した当期首残高	38,653	31,179	34,350	△ 409	103,774
4	当期変動額					
5	剰余金の配当	－	－	△ 1,281	－	△ 1,281
6	当期純利益	－	－	12,440	－	12,440
7	自己株式の処分	－	△ 5	－	20	15
8	自己株式の取得	－	－	－	△ 3	△ 3
9	土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－
10	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
11	当期変動額合計	－	△ 5	11,159	16	11,170
12	当期末残高	38,653	31,174	45,509	△ 392	114,945
		1	2	3	4	5

（単位：百万円）

		その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
		その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
1	当期首残高	11,988	2,775	875	15,639	136	1,188	120,456
2	会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	－	282
3	会計方針の変更を反映した当期首残高	11,988	2,775	875	15,639	136	1,188	120,738
4	当期変動額							
5	剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△ 1,281
6	当期純利益	－	－	－	－	－	－	12,440
7	自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	15
8	自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△ 3
9	土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	－
10	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,836	276	△ 513	6,600	41	△ 953	5,688
11	当期変動額合計	6,836	276	△ 513	6,600	41	△ 953	16,859
12	当期末残高	18,825	3,052	361	22,239	177	235	137,597
		6	7	8	9	10	11	12

第110期末(平成27年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	110,340	預金	1,825,808
現金	40,044	当座預金	56,432
預け金	70,295	普通預金	689,759
コールローン	35,889	貯蓄預金	12,062
商品有価証券	22	通知預金	8,121
商品国債	0	定期預金	1,019,458
商品地方債	21	定期積金	22,761
有価証券	552,829	その他の預金	17,212
国債	172,497	譲渡性預金	700
地方債	86,576	借用金	72,442
社債	114,319	借入金	72,442
株式	19,555	外国為替	96
その他の証券	159,881	売渡外国為替	96
貸出金	1,330,665	未払外国為替	0
割引手形	9,536	その他負債	4,180
手形貸付	82,941	未払法人税等	114
証書貸付	1,131,244	未払費用	1,553
当座貸越	106,942	前受収益	706
外国為替	800	給付補塡備金	6
外国他店預け	629	金融派生商品	16
買入外国為替	74	リース債務	616
取立外国為替	96	資産除去債務	311
その他資産	4,291	その他の負債	856
未収収益	2,550	賞与引当金	403
金融派生商品	0	退職給付引当金	10,856
その他の資産	1,740	役員退職慰労引当金	29
有形固定資産	24,490	睡眠預金払戻損失引当金	417
建物	4,681	偶発損失引当金	677
土地	17,779	再評価に係る繰延税金負債	2,673
リース資産	511	支払承諾	3,485
その他の有形固定資産	1,517	負債の部合計	1,921,769
無形固定資産	979	(純資産の部)	
ソフトウェア	645	資本金	38,653
リース資産	69	資本剰余金	31,174
その他の無形固定資産	264	資本準備金	17,500
繰延税金資産	2,151	その他資本剰余金	13,674
支払承諾見返	3,485	利益剰余金	44,763
貸倒引当金	△ 7,917	利益準備金	1,140
		その他利益剰余金	43,623
		繰越利益剰余金	43,623
		自己株式	△ 392
		株主資本合計	114,199
		その他有価証券評価差額金	18,828
		土地再評価差額金	3,052
		評価・換算差額等合計	21,880
		新株予約権	177
		純資産の部合計	136,257
資産の部合計	2,058,026	負債及び純資産の部合計	2,058,026

第110期（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**40,723**
資金運用収益	**31,283**	
貸出金利息	22,864	
有価証券利息配当金	8,236	
コールローン利息	81	
預け金利息	24	
その他の受入利息	76	
役務取引等収益	**5,721**	
受入為替手数料	1,334	
その他の役務収益	4,387	
その他業務収益	**397**	
外国為替売買益	121	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	275	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**3,321**	
貸倒引当金戻入益	2,042	
償却債権取立益	623	
その他の経常収益	655	
経常費用		**28,410**
資金調達費用	**805**	
預金利息	725	
譲渡性預金利息	1	
借用金利息	43	
その他の支払利息	34	
役務取引等費用	**4,010**	
支払為替手数料	319	
その他の役務費用	3,691	
その他業務費用	**239**	
国債等債券売却損	239	
営業経費	**21,178**	
その他経常費用	**2,176**	
貸出金償却	1,262	
株式等売却損	0	
株式等償却	41	
その他の経常費用	871	
経常利益		**12,312**
特別利益		**－**
特別損失		**16**
固定資産処分損	16	
税引前当期純利益		**12,296**
法人税、住民税及び事業税	**48**	
法人税等調整額	**△ 212**	
法人税等合計		**△ 163**
当期純利益		**12,459**

第 110 期 (平成26年4月 1 日から 平成27年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

		株主資本								
		資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
1	当期首残高	38,653	17,500	13,679	31,179	883	32,420	33,303	△ 409	102,727
2	会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	282	282	－	282
3	会計方針の変更を反映した当期首残高	38,653	17,500	13,679	31,179	883	32,702	33,585	△ 409	103,009
4	当期変動額									
5	剰余金の配当	－	－	－	－	－	△ 1,281	△ 1,281	－	△ 1,281
6	利益準備金の積立	－	－	－	－	256	△ 256	－	－	－
7	当期純利益	－	－	－	－	－	12,459	12,459	－	12,459
8	自己株式の処分	－	－	△ 5	△ 5	－	－	－	20	15
9	自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△ 3	△ 3
10	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	当期変動額合計	－	－	△ 5	△ 5	256	10,921	11,177	16	11,189
12	当期末残高	38,653	17,500	13,674	31,174	1,140	43,623	44,763	△ 392	114,199
		1	2	3	4	5	6	7	8	9

(単位：百万円)

		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
		その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
1	当期首残高	11,996	2,775	14,771	136	117,635
2	会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	282
3	会計方針の変更を反映した当期首残高	11,996	2,775	14,771	136	117,917
4	当期変動額					
5	剰余金の配当	－	－	－	－	△ 1,281
6	利益準備金の積立	－	－	－	－	－
7	当期純利益	－	－	－	－	12,459
8	自己株式の処分	－	－	－	－	15
9	自己株式の取得	－	－	－	－	△ 3
10	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,831	276	7,108	41	7,150
11	当期変動額合計	6,831	276	7,108	41	18,339
12	当期末残高	18,828	3,052	21,880	177	136,257
		10	11	12	13	14

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月６日

株式会社 東和銀行

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅　津　知　充　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　崎　雅　則　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東和銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月６日

株式会社 東和銀行

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅　津　知　充　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　崎　雅　則　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東和銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月７日

株式会社 東和銀行 監査役会

常勤監査役　木　暮　　昇　㊞

常勤監査役　田　村　盛　司　㊞

監　査　役　安　藤　震太郎　㊞

監　査　役　加　藤　真　一　㊞

（注）監査役安藤震太郎及び監査役加藤真一は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当（第110期期末配当）に関する事項

剰余金の配当につきましては、内部留保による自己資本の充実を考慮した上で、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

（１）普通株式１株につき　金２円

その総額　735,609,480円

（２）第二種優先株式１株につき　金2.94円

その総額　514,500,000円

なお、普通株式及び第二種優先株式の配当総額は、1,250,109,480円となります。

（参考）

・第二種優先株式は、１株当たりの発行価格が200円であり、平成26年度における１株当たりの配当金は、上記200円に配当年率1.47%(※)を乗じた金額となっております。

※平成26年度の配当年率は、平成26年４月１日における日本円TIBOR12ヵ月物(0.32000%)に1.15%を加えた率を適用しております。

３．剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

第一種優先株式を消却したことに伴い、以下のとおり定款の一部変更を行うものであります。

（１）第一種優先株式に関する規定を削除するものであります。

（２）上記の変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線＿＿は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則 第１条～第５条　（条文省略） 第２章　株式 （発行可能株式総数・発行可能種類株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は、1,218,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式　1,218,000,000株 第一種優先株式　5,000,000株 第二種優先株式　200,000,000株 第７条～第11条　（条文省略） 第２章の２　第一種優先株式 （第一種優先配当金） 第11条の２　当銀行は、第38条に定める剰余金の配当を行なうときは、第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて、第一種優先株式１株につき年200円を上限として発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「第一種優先配当金」という。）を行なう。ただし、当該事業年度において第11条の３に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払う。	第１章　総則 第１条～第５条　（現行どおり） 第２章　株式 （発行可能株式総数・発行可能種類株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は、1,218,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式　1,218,000,000株 （削　除） 第二種優先株式　200,000,000株 第７条～第11条　（現行どおり） （削　除）

現行定款	変更案
② ある事業年度において、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して行なう金銭による剰余金の配当の総額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 ③ 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当は行なわない。 (第一種優先中間配当金) 第11条の３ 当銀行は、第39条に定める中間配当を行なうときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者と同順位にて、第一種優先株式１株につき第一種優先配当金の額の２分の１を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（本定款において、かかる配当により支払われる金銭を「第一種優先中間配当金」という。）を行なう。 (第一種優先株主に対する残余財産の分配) 第11条の４ 当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者と同順位にて、第一種優先株式１株につき5,000円の金銭を支払う。 ② 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行なわない。 (第一種優先株主の議決権) 第11条の５ 第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 (株式の分割または併合および株式無償割当て) 第11条の６ 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割は行なわない。 ② 当銀行は、第一種優先株主に対して、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 ③ 当銀行は、第一種優先株主に対して、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行なわない。	

現行定款	変更案
（普通株式を対価とする取得請求権） 第11条の７　第一種優先株主は、以下の各号に従い、普通株式の交付と引換えに、第一種優先株式の取得を請求することができる。 １．取得を請求することができる期間 平成19年６月29日から平成29年６月29日までの間で、発行に際して取締役会で定める期間とする。 ２．取得の条件 第一種優先株式１株の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、第一種優先株式１株の払込金相当額を以下に定める交付価額で除して得られる数とする。 交付価額は、当初は当銀行の普通株式の時価を基準として発行に際して取締役会の決議で定める額とする。 当該決議において交付価額の修正の方法（交付価額を一定の条件に従ってその時々の普通株式の時価を基準として修正するものとするが、交付価額の下限を定めるものとする。）および調整の方法（時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に交付価額を下記の算式を用いて調整するものとするが、その他の方法で交付価額の調整が必要となる場合には必要な調整ができるものとする。）を定めるものとし、これにより交付価額は、修正および調整される。 $$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株あたりの払込金額}}{\text{１株あたり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$ 交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行なわないものとする。 （普通株式を対価とする取得条項） 第11条の８　当銀行は、取得を請求することができる期間中に取得の請求がなされなかった第一種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、第一種優先株式１株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ	

現行定款	変更案
45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当銀行の普通株式の交付と引換えに取得する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。この場合、当該平均値が第一種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、同金額により第一種優先株式１株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。上記普通株式の数の算出に当たって１株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。	
第２章の３　第二種優先株式 （第二種優先配当金） 第11条の９　当銀行は、第38条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式１株につき、第二種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「第二種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は、８％を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して第11条の10に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ②　ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 ③　第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続	第２章の２　第二種優先株式 （第二種優先配当金） 第11条の２　当銀行は、第38条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式１株につき、第二種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「第二種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は、８％を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して第11条の３に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ②　（現行どおり） ③　（現行どおり）

現行定款	変更案
の中で行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。	
第11条の10 ～ 第11条の16 （条文省略）	第11条の３ ～ 第11条の９ （現行どおり）
第３章　株主総会 第12条～第18条の２　（条文省略）	第３章　株主総会 第12条～第18条の２　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会 第19条～第29条　（条文省略）	第４章　取締役および取締役会 第19条～第29条　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会 第30条～第38条　（条文省略）	第５章　監査役および監査役会 第30条～第38条　（現行どおり）
第６章　計算 第39条～第42条　（条文省略）	第６章　計算 第39条～第42条　（現行どおり）

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の客観性及び透明性を確保し、経営体制の一層の強化を図るため、引き続き社外取締役２名を含め取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者とした７名の選定につきましては、経営陣及び全行的な法令等遵守の取組みが適切に機能しているか客観的に評価・助言することを目的に設置した、外部の弁護士等からなる外部評価委員会の評価を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の種類及び数
1	吉永國光（よしながくにみつ） (昭和20年11月20日生)	平成17年６月　当行入行　専務取締役 平成18年６月　代表取締役副頭取 平成19年５月　代表取締役頭取 平成22年６月　代表取締役頭取執行役員 現在に至る	普通株式 230,000株
2	加辺秀雄（かべひでお） (昭和25年9月26日生)	昭和49年４月　当行入行 平成14年６月　営業企画部長 平成15年６月　人事部長兼同和啓発室長 平成16年６月　総合企画部長 平成17年６月　取締役総合企画部長 平成19年６月　常務取締役総合企画部長 平成19年10月　常務取締役 平成22年６月　取締役専務執行役員 平成25年６月　取締役副頭取執行役員 現在に至る 担当　総合企画部、人事部、職員研修所	普通株式 282,000株
3	大澤清美（おおさわきよみ） (昭和28年5月7日生)	昭和52年４月　当行入行 平成18年３月　法務室長 平成19年６月　コンプライアンス統括部長 平成20年６月　監査部長 平成22年６月　執行役員監査部長 平成22年10月　執行役員人事部長 平成24年６月　常務執行役員 平成25年６月　取締役常務執行役員 現在に至る 担当　事務統括システム部、事務集中部、コンプライアンス統括部、監査部、リレーションシップバンキング戦略部（内部管理担当）	普通株式 105,206株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の種類及び数
4	江原（えばら）　洋（ひろし） (昭和31年4月16日生)	昭和55年４月　当行入行 平成19年７月　秘書室副部長 平成21年２月　川越支店長 平成23年６月　執行役員高崎営業本部長兼高崎支店長 平成25年６月　常務執行役員高崎営業本部長兼高崎支店長 平成26年６月　取締役常務執行役員 現在に至る 担当　統合リスク管理部、審査部（副担当）、財務経理部	普通株式 94,000株
5	櫻井（さくらい）　裕之（ひろゆき） (昭和32年12月26日生)	昭和55年４月　当行入行 平成19年６月　総合企画部副部長 平成20年６月　審査部長 平成21年10月　総合企画部長 平成23年６月　執行役員総合企画部長 平成25年６月　常務執行役員東京支店長兼東京事務所長 平成26年６月　取締役常務執行役員 現在に至る 担当　リレーションシップバンキング推進部、リレーションシップバンキング戦略部	普通株式 82,000株
6	紺（こん）　正行（まさゆき） (昭和27年4月15日生)	平成９年４月　群馬弁護士会に弁護士登録 阿久澤・紺法律事務所開設 平成19年６月　当行社外取締役 現在に至る	普通株式 52,000株
7	稲葉（いなば）　喜子（のぶこ） (昭和41年9月28日生)	平成９年４月　公認会計士登録 平成５年10月　センチュリー監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 平成11年７月　金融監督庁検査部(現金融庁検査局)専門検査官 (平成13年７月退任) 平成13年７月　新日本監査法人 (現新日本有限責任監査法人) (平成17年退所) 平成19年７月　株式会社ＰＡＳ（現はやぶさコンサルティング）代表取締役 平成21年９月　株式会社東京国際会計代表取締役 平成22年11月　はやぶさ監査法人代表社員 平成26年２月　税理士登録 平成26年６月　当行社外取締役 平成26年10月　株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ社外監査役 平成26年12月　税理士法人はやぶさ会計社員 現在に至る	－

(注) 1．各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2．紺正行氏と稲葉喜子氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
3．紺正行氏は、法曹界における豊富な経験と幅広い識見から、当行の社外取締役に適任であると総合的に判断し、引き続き選任をお願いするものであります。
　また、同氏は、取締役会において弁護士としての観点から、法令等遵守態勢の一層の充実・強化に向けて積極的な発言を行っております。なお、同氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって８年であります。
4．稲葉喜子氏は、金融庁検査局専門検査官や監査法人代表社員等の豊富な経験と幅広い識見から、当行の社外取締役に適任であると総合的に判断し、引き続き選任をお願いするものであります。
　また、同氏は、取締役会において公認会計士としての観点から、財務、会計に対する積極的な発言を行っております。なお、同氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。
5．当行は紺正行氏、稲葉喜子氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
　当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。
　また、両氏の再任が承認された場合、両氏と当行との間で本契約を継続する予定です。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役田村盛司氏は辞任により退任となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、退任監査役の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当行定款の規定により退任された監査役の任期満了する時までとなります。

なお、監査役候補者とした１名の選定につきましては、外部評価委員会の評価を受けております。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の種類及び数
※ 南（みなみ）　秀昌（ひであき） （昭和29年4月18日生）	昭和52年４月　当行入行 平成19年６月　融資部副部長 平成19年10月　人事部長 平成22年６月　執行役員前橋営業本部長兼 本店営業部長兼新前橋支店長兼 大胡支店長 平成24年６月　執行役員審査部長 平成25年６月　常務執行役員 現在に至る	普通株式 107,300株

（注）１．※は新任監査役候補者であります。
２．候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役（社外監査役を含む）の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、予め補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役候補者の選定につきましては、外部評価委員会の評価を受けております。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の種類及び数
半場（はんば）　秀（しゅう） （昭和40年8月21日生）	平成５年４月　第一東京弁護士会登録 平成５年４月　岩田合同法律事務所入所 平成11年９月　ハーマン・ヘンメルラートアンドパートナー法律事務所デュッセルドルフオフィス勤務 平成16年２月　米国ニューヨーク州弁護士登録 平成22年３月　キャタピラージャパン株式会社　社外監査役 平成22年６月　ＳＭＢＣ債権回収株式会社　社外取締役 平成22年８月　島田法律事務所入所 平成24年３月　昭栄株式会社　社外取締役 平成24年６月　当行補欠監査役 現在に至る	－

(注) １．候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
２．半場秀氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．半場秀氏は、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有しており、その豊富な経験と幅広い識見に基づき、客観的立場から当行の経営を監査していただくため、引き続き選任をお願いするものであります。
４．半場秀氏が監査役に就任した場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

第６号議案　退任監査役に対する退職慰労金支給並びに社外取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって、辞任により退任となる監査役田村盛司氏に対し、当行所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を支給いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、支給の時期、方法等につきましては、監査役の協議に、ご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
田村盛司（たむらせいじ）	平成23年６月　常勤監査役 現在に至る

また、当行は、平成27年５月29日開催の取締役会において、社外取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第３号議案をご承認いただくことを条件として再任される社外取締役２名及び在任中の監査役３名、計５名に対し、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当行における一定の基準に従い総額17百万円を上限として、退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等につきましては、社外取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

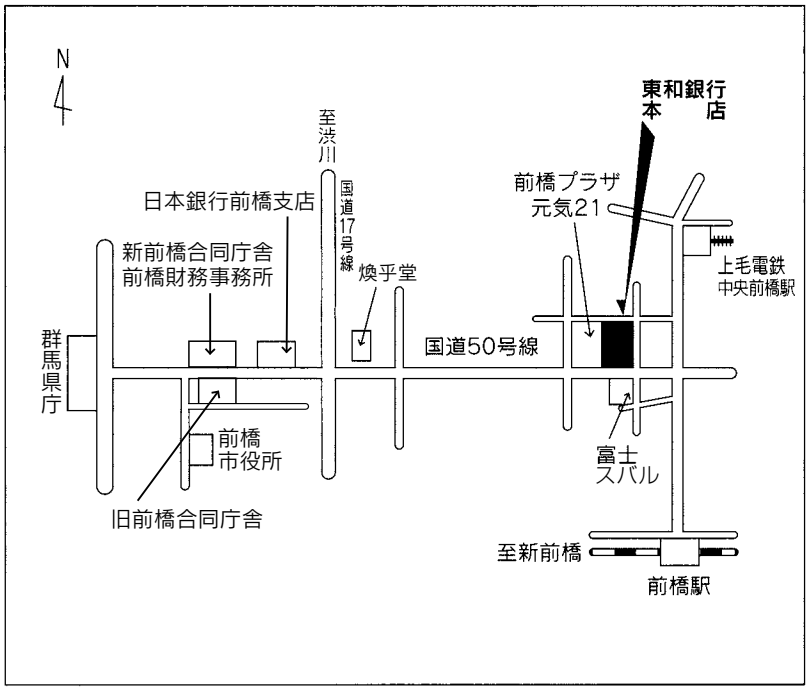
なお、打ち切り支給の時期につきましては、各社外取締役及び各監査役の退任時以降といたします。

打ち切り支給の対象となる社外取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
紺正行（こんまさゆき）	平成19年６月　社外取締役 現在に至る
稲葉喜子（いなばのぶこ）	平成26年６月　社外取締役 現在に至る
木暮昇（こぐれのぼる）	平成24年６月　常勤監査役 現在に至る
安藤震太郎（あんどうしんたろう）	平成24年６月　社外監査役 現在に至る
加藤真一（かとうしんいち）	平成26年６月　社外監査役 現在に至る

株主総会会場ご案内図

株主総会は東和銀行本店２階大会議室で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。



所 在 地　前橋市本町二丁目12番６号
　　ＪＲ前橋駅より徒歩15分
電話番号　027-234-1111（代）